2013・2014年度政策調査会報告書

真宗興法議員団

御挨拶

私たち真宗興法議員団は、宗門の中枢へ内局員を送り出している与党会派です。それは同時に、当局が打ち出し宗門内外で展開される施策に対して、十全に責任を果たさなければならない。年度末に召集される宗会を迎えるたびに思うことです。

毎年、団独自に政策調査会を組織して、宗門が担う課題を精査し、調査研究を重ねています。今回は、2013・2014年度と２ヵ年度にわたり、「真宗同朋会運動」、「教学・教化」、「財政」、「制度・機構」と４チームを編成し、それぞれの課題に取り組みました。時には、宗務総長をはじめ、内局員が担当する部門に関するチームに参加して意見を交わしました。そこには、団員各議員の教区・在所のご寺院・ご門徒の問題意識や願いが込められているものと確信しています。

現代にある宗門は、今日の世相を反映し、宗門への帰属意識の希薄化、教勢低下の懸念、財政の逼迫など、危機的状況をより鮮明にしてきたと言わざるをえません。近年、宗門は宗務改革を提言し、第７回教勢調査の結果を踏まえて、伝わるべきことが伝わらない宗門現状と組織機構の硬直化を指摘してきました。今年の第61回宗会において、里雄宗務総長は、教学の振興と教化の推進に軸足を置いた質的転換を根本に据え、宗門のいのちである同朋会運動の再出発を期す施策の展開を提言されました。真宗教化センター構想がいよいよ2015年度当初より実動すること、また、真宗本廟奉仕施設整備に向けての動きはその柱となるものです。合理主義、経済至上主義の現代にあって、ネットワークを構築し顔の見える関係性を回復し、本願念仏に生きる人の誕生と場を創造していく取り組みが展開されていくものと信じています。

この政策調査会の報告書が、そのことを力強く推し進めていく手がかりになればと願っています。

是非この報告書をご一読いただき、厳しい眼をもってご意見・ご要望等を賜りたく、宜しく御願い申し上げます。　　合掌

政策調査会　会長　土肥人史

政策調査会

（2013年10月～2015年６月）

真宗同朋会運動　勅使　忍（主任）
下谷泰史　朝倉順章　清　史彦　馬場礼子　武宮信勝
諸岡　敏　鈴木現秀

教学・教化　東野文惠（主任）　小川香潤（副主任）
熊谷宗惠　林　治　江尻靜哉　滝澤康俊　訓覇　浩
渡邉眞理　草野龍子

財　政　髙月賢瑩（主任）　最上知道（副主任）
髙木文善　大橋秀暢　沼　秋香　八島昭雄　小林光紀
轡田普善　高屋康順　冨士澤　丞

制度・機構　大谷制以知（主任）　鷲山宣裕（副主任）
奥林　曉　藤戸秀庸　崖　啓互　那須信順　酒井　良
藤井宣行　長峯顕教　鳥越正道

真宗同朋会運動

はじめに

当グループは、内局からの「2013年度宗務各部門提出課題」を受け、2011年政策調査会中間報告「真宗同朋会運動已今当の50年」を基本資料にし、調査研究を始めた。当初は自由討論で課題を絞ろうとしたが、連想ゲームのように次から次へと課題は多岐にわたり広がっていった。その主たる理由は、一つの事象は他の事象と必ず関連しており、最終的な課題とならない。また、さまざまに展開される事業の責任はどこにあるのか不明になっていくことであった。

つまり、一つの事業について、各担当部所がそれぞれに責任を持ちながらどの部所も最終的な責任を持てない仕組みになっていることが現況である。

そこで、「真宗大谷派（教団）の仕組み」は全体としてどう組織されたらよいのかを明らかにする必要に迫られた。そのために、三島多聞氏（当初主任）のもと次のように図式化することで可視化を試みた。

1.「酒樽」による図式化：組織（仕組み）と行政（仕込み）の図式化

経営コンサルタントである下裏裕司氏が「酒樽による企業の活性化」を提唱されており、その方法論使用の許可をいただき、教団を「酒樽」に当てはめて二点につき可視化を試みた。

①「酒樽の形状に見る企業と教団」概説

②「酒樽と教団」

（なお、上記試論を参考に、下裏氏は「樽式活性化」を改定出版されている）

2.「太鼓図（正覚大音響流十方）」による事業実行の図式化

「酒樽」の仕組みと仕込みによって見えてきた教団が、事業を企画実行するためには如何にあるべきであろうか。その課題・部処・責任を「太鼓図」にすることで可視化を試みた。

特に、住職（専任･兼職）の生涯教育についての「太鼓図」を作成した。なぜなら、教団改革の最終手立ては育成員（住職）の育成こそが大きな鍵となるという共通理解となったからである。

終わりに

初めての試みであり時間的にも制約があったため、「酒樽」、「太鼓」ともに現時点では未完の図である。

「酒樽」と「太鼓」の図を用いて各人が試作するとき、どんな図ができあがるのであろうか。こうすることで討議の方向性が散漫にならず、より効率的な討議が進み解決の方向と方法が見えてくるものと願っている。

酒樽と教団

（イ）酒樽の仕組に見る教団の組織

教団（宗務所・教区・組・別院・寺院）が見えない。問題や問い合わせをどこに持っていってよいか、所在と責任者が不明。従って上にも下にも伝わらない。自分の仕事しか見ていない。教団の全体と分業を把握することを、酒樽の仕組という形状に当てはめ、教団組織の可視化を試みる。

（ロ）酒は米と麹と清らかな水とによって

美酒として世に出すように。人（米）と**学事・教化**（麹）と**法水**（清水）とによって本願念仏の人を世に出し、教えを伝えていく。

（ハ）八十八の手間をかけ、酒の本・米を作る（学事向上）。

米をよく管理し（**教化組織の充実**）、美酒にして（**教師養成、推進員養成**）、世に出す（**教化伝道の実践**）。この継続が、酒樽独特の菌となる（**宗風、土徳、三宝の伝統**）。

（ニ）樽の仕組（組織）と仕込（作業、点検、総括、展望、責任）により、〔**酒樽は生き物**〕になる。そのように、公開された組織と常に点検の責任を負荷することで、〔**教団は生き物**〕となる。

・・・三つのタガは連携して立体化する・・・

立体的ネットワークの構築

【教区・タガNo.1】所長

教区事務・教区会・教区門徒会
教区教化委員会
教区推進員会・各条例
※こなす教化でなく、願う教化の推進

【組・タガNo.2】組長

組事務・組会・組門徒会
組教化委員会・組同朋総会
推進員会・条例
※無活動の教化委員会がある。

【寺院・タガNo.3】住職

〔○○寺直参会議〕

上記は○○寺教化委員会のこと。

1．「直参」の名称理由は「三つの直参門徒」参照。
2．総代会と教化会議と会計公開を持たない寺院は、無活動寺院と見なされ、国より公益法人格が取り上げられる。
3．教化の願いが伝わらないのは、寺に教化会議「受信機」がないからである。
従って、教区・組と教化現場（寺）がつながらず、門徒にも伝わらない。
立体的教化ネットワークが教団組織として成り立たない。
閉ざされた寺院では、地域に根ざし、地に足の着いた教化はできない。
「教勢調査」であきらか。所謂、酒が漏れている。漏れている現場は明白。

※企画されている「これからの住職・坊守のためのウエイクアップセミナー」では「○○寺直参会議」の立ち上げの決定をすべきである。
全国版で施策を講ずべき。

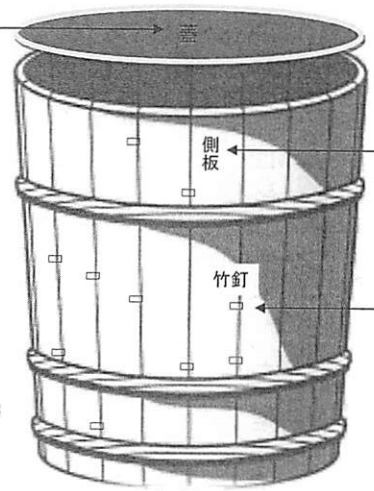
※「直参会議」は、総代会、婦人会、同朋会、推進員、世話方会、仏青、学識経験者等、各会の役員・代表で構成。
住職は総責任者。坊守・責役は幹事。議長は各会からの役員・代表の中から互選。
教区・組の諸案内、伝達は、住職と○○寺・直参会議の議長の両者に出す。

※本山、教区、組のように、各寺は教化テーマを立て、寺院教化の方向を持つようにする。

【蓋】教団の目標、方向、方針
同朋社会の顕現と実現
場の創造と人の誕生

宗憲、条例、規則、達令、伝達

内　局
宗務執行上級宗務役員、
宗参両議会、
審問院



【側　板】（がわいた）

側板…各人の同朋意識と仕事

側板に三種の要素あり。

1. 側板の巾――教化の広さ―重要度―活動力―貢献度
2. 側板の厚さ―教化の深さ―構築度―知恵力―強度
3. 側板の長さ―教化の展望―管理度―展開力―持久度

※側板の内容は、各部門、各部所、各事業によって異なる。

例えば

中央宗務機構では、総務部、財務部、教育部、等々
教区・組では、寺族部門、門徒部門、同朋会部門、等々
寺院では、報恩講、各法座、同朋会、婦人会、仏青、等々
よって、それぞれの目的に従って、【側板】を形成すべきである。

【竹　釘】（たけくぎ）

上司、部下を問わず、各人に〔樽〕を図面させる。図面を出し合い、全員で図面を検討し、意見交流をくり返し、より良い図面を作る。そのことで、仕事を全体的に認識し、把握し、自己の意見の改善を憶念でき、各人自然に仕事の当事者となる。この時、管理は自然成立している。K・J法を使用し、ドンドン意見交流をすれば、互いに人の能力も見え、適材適所が知られ、信頼関係ができる。これが活性化である。活性化はここにしかない。仕込とはこのこと。教区単位でいえば組拡、組でいえば同朋総会に当る。しかし、機能していない。

図面では〔竹釘〕は見えているが、本来は側板の中に仕組まれている。側板同志は竹釘によって連携している。中で可動する。この可動・活性が信頼と連携の関係となり、横串を刺した関係となり、強度を増す。無駄な重複した会議と時間がなくなる。この事が有能な管理職の人を生み、質の高い部下を育てる。部所が変わっても、より良く仕事を早く把握する。このことが、教団がより正常化し本来化していくということです。

野村証券が指摘していた。「教団に横串を刺したようなシステムがないのでモロイ組織である」と。縦割組織の弊害がここにある。

【底　板】

教団の生命体。ヌケたら終り。
全門徒の財的支援。所謂、資本金。社会的、地域的な信用と支持。宗風・土徳。これらは人口減少、過疎、別院・寺院離れ、門徒離れ、新興宗教の増加によって危機的状態である。

底板を支えるのは、地域の中心である別院の教化である。地域の全門徒、一般市民に直接教化でき、開放されている。教区・組・寺院の教化は縦割教化の限界がある。

横の教化である別院教化を重要施策とすべき。

正覚大音響流十方

上記経文を〔太鼓〕の仕組に当てはめ、
教化事業の実践の可視化を試みる。

太鼓は強く打てば大きく響く。バチの連動は豊かな曲となる。それは周囲の人の耳に入る。
無関心から関心事となる。

太鼓の仕組を教化実践に当てはめる。効能が十全でない場合、教化実践は効果なく疲れるだけとなる。立体的ネットワークの教化はひびきになる。送信と受信が一致可動するからだ。
[胴体、バチ、止め釘、脚台、等の内容は事業によって部所と内容、担当が異なる。]

【胴　体】
※兼職者は大谷派の宝である。教区や組に協力しないと切り捨てておくのでなく、逆に彼等の職種から社会と課題を学び、いかに真宗と切り結ぶかを推進する。
例えば

※学校教員・・・教育と真宗、真宗教育の研究発表

※医師・・・医療と真宗、ホスピス、生命倫理

※市・県・国の職員・・・行政と真宗、宗教法人問題、宗教の役割

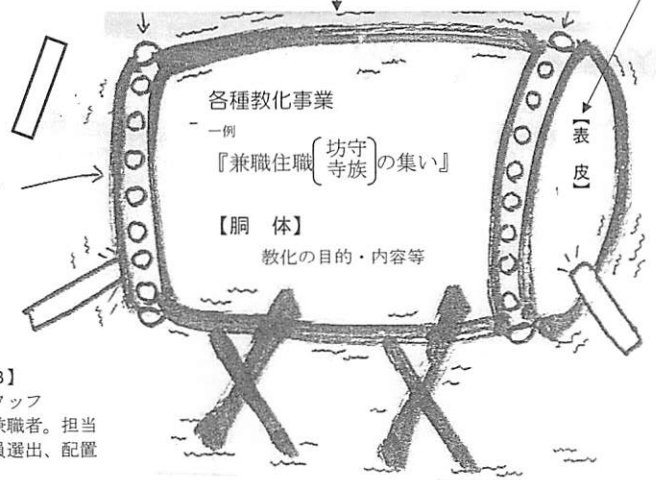
※弁護士・・・人権と真宗、現代の人間問題の釈明

※民生児童委員（福祉関係）・・・地域社会で何が問題となっているか、真宗としての関わり。
自死、非行、孤独、家内暴力、捨て子、差別、いじめ等々

※会社員・・・職種多岐。それぞれグループ分けし、一般人の（社内での）生活・宗教感覚と認識を研究。いかに真宗が応えられるか。

上記のような集いを、地域別（教区、県、連区別）或いは全国大会を開催し、それぞれの分野から知恵を学び社会と切り結び、兼職の立場から真宗をどう伝えるか共学し、成果を社会に情報提供していく。継続的活動のため、支部の結成と助成を考える。

同朋会運動が人類に開かれる運動ならば、積極的に社会と関わり、最も声をかけ易い大谷派の兼職住職（坊守、寺族）にはたらきかける。
初めは、その筋の権威者（兼職者）からの呼びかけを作ってもいい。
兼職を通じての「場の創造」は大切。



【止め釘Ｂ】
真宗教化センター
（資料室 情報収集 交換提供 総合窓口）
教研
解推
青少幼年
○印が考えられる

※全国兼職者をリストアップし、全国よりアクセスできるようにする。あらゆる方法で情報交流を豊かにし提供、発信すれば兼職者は反応する。何らかの施策を内局に提案できる。

【ひびき】
〔功徳〕
（影響力 広報力 発信力）
教化力
感化力
感性力
○印が考えられる

【止め釘Ａ】
各寺院・直参会議…委員
顧問…住職
幹事（坊守 寺役 会計）
※各会代表で構成
総代会
推進員
同朋会
婦人会
仏青
門徒会
世話方
等々

※この〔止め釘〕がゆるめば〔表皮〕は破れる

※将来的には門徒で、その専門職にある人の協力、或いは参加を親しく呼びかける。

【表　皮】　目標・方針
同朋会運動の推進

テーマ
※生れた意義と生きる喜びを見つけよう
※バラバラで一緒
※今、いのちがあなたを生きている

※中央では、全国的規模で教区に働きかけ、又、地方からの意見を取り入れる施策を考える。

【バチＡ】
報道機関の利用
インターネット
広報、チラシ、新聞
口こみ

【裏　皮】
教化事業参加者の反応。点検、総括、展望。
名指しの参加を呼びかける

【バチＢ】
事業スタッフ
有志の兼職者。担当
宗務役員選出、配置

【右手バチ】
教区教会委員会
所長・輪番
駐在
会計
主事
他宗務役員

各種教化事業
こなす教化でなく
願う教化
幹事長
副幹事長
委員

※教区で兼職者の同朋会運動のあり方を研究。職場に自然な形で真宗が伝わるものとなるか。兼職者同志の話し合い（同朋会）をつくる。

【左手バチ】
組教化委員会
組長
副組長
会計
庶務

各種教化事業
共同教化の実践
幹事長
副幹事長
委員

※組内の兼職者をリストアップし、教区に届ける。兼職者にこまめに連絡・伝達をする

【脚台Ｂ】
別院教化委員会
地域の中心道場・同朋型寺院
同朋会運動実践
地域の信仰共同体の核
別院の最多の利用活用を考える
※別院会場での集会に協力する

【脚台Ａ】
事業内容により、その主催者側から教化費、
（会費 寄付）等
※教区から補助
○印が考えられる

正覚大音響流十方

上記経文を〔太鼓〕の仕組に当てはめ、教化事業の実践の可視化を試みる。

太鼓は強く打てば大きく響く。バチの連動は豊かな曲となる。それは周囲の人の耳に入る。無関心から関心事となる。

この仕組を教化実践に当てはめる。

効能が十全でない場合、教化実践は効果なく疲れるだけとなる。

立体的ネットワークの教化はひびきになる。送信と受信が一致可動するからだ。

【胴体、バチ、止め釘、脚台の内容は事業によって異なる】

【胴　体】

※教師資格を得て後の不断の学習を促する願いをもって、生涯にわたり学習研修の場を設定する。

※学習設定の内容、制度については研修部・教育部は、教化センターに協力審議する。

例

有教師を得た年から 8 年～12 年目の 5 年間で 3 度受講する。受講日程は一泊二日の研修。

毎年複数回開催し、土日開催日程も加え、参加者が選べるようにする。

2007 年度「宗議会宗政調査会報告書」Ｐ２に住職研修につき、一案が示されている。(以下掲載)

※住職研修（内容）

就任１年目、３年目、５年目の住職を対象に、寺院の護持と運営、教区の現状を伝え、育成員の使命と役割について学習をする。

１年目対象　内容「寺院運営の基礎と寺院の現状について」
　　テーマ「寺への期待」

３年目対象　内容「住職としての自信と寺院活動の方法を探る」
　　テーマ「寺の可能性」

５年目対象　内容「住職としての苦悩と喜びを語る」
　　テーマ「住職の歩み」

実施に向けてのはらたき

◎これまでの受講修了者へのアンケート調査を行う。
◎全寺院に住職研修のチラシを配布する。
◎所長巡回時に対象者へ直接呼びかけをする。
◎組長に対象者参加への呼びかけを依頼する。
◎対象者へ封書で直接案内する。

【止め釘Ｂ】

※真宗教化センター（仮称）が各教区の「有教師」の生涯学習のプロジェクトと連携し、研修の運営内容を定め、講師を委嘱する。

（例）学習内容
Ａ教学
Ｂ教化
Ｃ社会実践
（非戦平和、反差別、仏教福祉等）

【功　徳】

影響力
教化力
感化力
感性力
広報力
発信力

【止め釘Ａ】

各寺院

※有教師を対象とした研修であり、「有教師の生涯学習」の理念を理解し、積極的に参加する。

※「宗教は心の支えになるが、僧侶は心の支えにならない」と答える一般人が多い。
（第一生命経済研究所、小谷みどり氏）

※多くの報告書によれば、住職の不勉強、教えを伝えてくれないことが根本的原因となって、一般人に不信をいだかせている。

※「蓮如上人御一代記聞書」65（聖典 p867）
※“わが妻子ほど不便なることなし。それを勧化せぬは、あさましきことなり。宿業なくは、ちからなし。わが身をひとつ、勧化せぬものが、あるべきか。”

【表　皮】　目標・方針

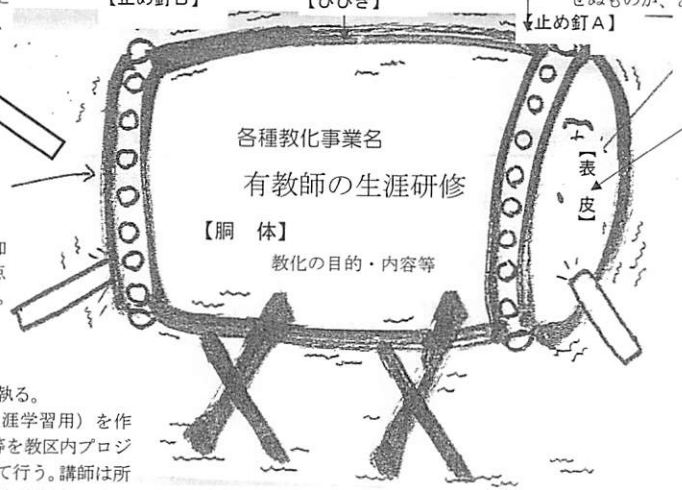
同朋会運動の推進

テーマ

※生れた意義と生きる喜びを見つけよう
※バラバラで一緒
※今、いのちがあなたを生きている

※有教師の教化力を高め、寺院の活性化を願って研修を企画する。

※2013 年度「参議会宗政調査会報告書」Ｐ２に 1. 住職の育成研修について。2. 教師資格の更新制について。
以上 2 点、厳しく報告されている。



【バチＡ】

※参加者修了者に「認証」を与え、賞典を定める。

【裏　皮】

教化事業参加者の反応。点検、総括、展望。

【バチＢ】

※教務所が事務を執る。
有教師名簿（生涯学習用）を作成・連絡・企画等を教区内プロジェクトと連動して行う。講師は所定の研修を受けた講師を派遣する。
教区での開催を原則とするが、連区での開催も考慮する。

※バチＡでの賞典を考える。
法要座次・教師進席の条件とする。
教化ポイントで仏書や教化グッズ提供。

【脚台Ｂ】

※会場は基本として別院。又は教務所。

【脚台Ａ】

※自己負担に加え、宗派及び教区の助成。

【右手バチ】

※教区をひとつの単位として実施する。
別にプロジェクトを組む。内容・企画を構築する。
※「ウエイクアップセミナー」を同時に開催し、寺院を取り巻く環境の変化と足下の危機感を学ぶ。
※寺族子弟を対象に学びと集いの場の教化を企画する。

【左手バチ】

※「研修の意義」を「組」で共有していく。
組の「有教師の生涯学習」内容に関し、教区に提言していく。

教学・教化

「教学・教化」の基本

大谷派なる宗門の使命は、「真宗大谷派宗憲」第２条に、「本派は、宗祖親鸞聖人の立教開宗の精神に則り、教法を宣布し、その他教化に必要な事業を行い、もって同朋社会を実現することを目的とする」とある。教法宣布が第一義である。その教法は同第８条に「本派の教義は、宗祖親鸞聖人が、佛説無量寿経に基づいて、顕浄土真実教行証文類を撰述して開顕した本願の名号を体とする往還二回向を要旨とする。」とある。この本願には真実と方便があり、方便の本願は、人間を真実なる世界に帰依せしめるための入門的な意味と、有限存在としての人間に自覚を促すための批判という意味があると「化身土巻」で論じておられる。所謂「後序」に記されてある、師法然との値遇もそれによって本願に出会えた喜びも、流罪に遭ったこともすべて親鸞の実人生に起こった事柄は、方便化身土の世界として宗祖は捉えておられることを我々は真摯に学ばなければならない。

従って、民族や出自に関する差別問題、生命倫理や原子力発電など自然科学の問題、戦争と平和についての歴史認識の問題などさまざまの社会問題に取り組もうとするとき、本願の側から正解を出すというよりも、諸問題をもって本願に問い質すということが親鸞の立場ではないだろうか。「教え」の言葉を盾として諸問題を断罪するようなことをしてはならないのではないか。むしろ、人間業が生み出したさまざまの問題を本願に尋ね、有限存在としての自己自身をより深く自覚するところに親鸞教学の根幹がある。

さて、もうひとつの「教化（きょうか）」についても再確認したい。教化（きょうか）は一般的に「教え導いて善に進ませること」という意味として、「教育」と同義語として使われていることもあるが、親鸞教学において「利他教化（りたきょうけ）」というとき、教化の主体は如来であり、人間ではない。煩悩具足の凡夫、つまり縁によって悪にも善にもどちらにでも動かされるものに教化はできないから、「弟子一人ももたず」というのが親鸞の立場である。従って、僧侶が門徒を教化するなどということはできないのである。僧侶は他の人と悩みを共有し、共に聞法しましょうと働きかける勧奨責任者ではないだろうか。

以上のような意味で、「教化」は如来の仕事であって、我々にできることは「教学」までであるということを自覚したうえで、一般的用語として「教化」という言葉を使わなければならない。このように再認識する時、「教学の振興」が当派の第一の課題であることは明白である。この教学の振興に向けて、宗務の諸施策が展開されなければならない。

１．聖典の編纂と翻訳事業

聞法学習のための『真宗聖典』(1978年発行) はあるものの、その底本となる仮称『宗祖親鸞聖人全集』を宗派の責任において編纂すべきである。いつまでも他教団や出版社の刊行物に依存するのではなく、当派独自の『全集』を刊行し、親鸞聖人を学ぶ基準となるようにすべきである。さらにはグローバル時代の対応として、海外開教区及びアジア仏教者に向けて翻訳事業を加速すべきである。これが同朋会運動で「人類に捧げる教団」を標榜した責任であろう。

２．時代社会から問われる差別・非戦平和等への呼応

大谷派における解放運動の一層の推進は、真宗教化センター設置を基軸とした新たな教化機構の中で図らなければならない。そこで、以下の２点を提言したい。

①「部落差別問題等に関する教学委員会」の実働

時代社会への呼応として発せられる宗派声明が、宗門内外に浸透しない現実や、今尚根強く存在する解放運動の推進と信心の課題を別物と考える意識の克服のためには、「教学委員会」の実働が不可欠である。

②解放運動推進本部の機構改革

現本部職制は、制定後四半世紀が経過しており、新たな教化機構に即応できる職制改正が必要である。また、教区・組・寺院の教化現場が求めている課題に呼応するため、専門職員の教区駐在教導との人事交流システム化も必要である。さらには、社会の中で現に取り組まれている解放運動や非戦平和運動に、真宗の教えを反映させていくことを意識した活動方針の策定が肝要である。

３．青少幼年教化の課題と展望

宗門における青少幼年教化は、まずその対象である子供や青年がどこにいるのかが見えてこない現実がある。見えない相手をどのように発見するかという教化以前の課題があることを、まず認識せねばならない。既に「ひとりからはじめる子ども会」という運動が始められているが、その一人を発見することすらできないかもしれないのが現実である。したがって、その現実的教化を考えるとき、教化の方法とそれを具体的に構築していく「人」を生み出さねばならない。そのために、青少幼年教化部門の強化と指導者の養成、さらに「青少幼年特別伝道」を再企画し、教区・組・寺院へと指定特別伝道を展開して、若院・坊守・寺院の参加を促して寺院の青少幼年教化部門の誕生に繋がる連続したシステム構築が必要である。

４．宗祖の女性観と宗門における女性地位の向上

宗祖御誕生850年（2023年）向けて、宗門として何ができ、何をしなければならないのか。未来の人に思いを馳せ、伝統されてきた念仏の法脈を繋いでいくためにも、一人ひとりが考える主体者にならねばならない。まず教区改編が急務である。大学と宗門、教学研究所と地方の学習会との連携を強化することにより、地域主導・独自性を持った教区を構築していく。つまり、学事と宗政の共働が宗門の総合力を発揮するために不可欠である。「真宗教化センター」と教化の現場（地方）との連携を図って豊かな地方の教化力を生み出すことによって、宗門の活力としたい。その底辺には、常に「平等」の視点が不可欠である。男性と女性、僧侶と門徒が共に寺院運営を行っていくことこそが真宗寺院の基本であろう。

教学的課題では、「女人、女像、女身」「変成男子」「五障三従」の現代的意味を解明する機関を設け、宗祖の女性観、人間観を講究しなければならない。

５．同朋会運動の家庭内展開（御本尊手渡し運動）

「同朋会運動とは純粋なる信仰運動である」と言ってきたのは、何か新しいことを起すというよりも、真宗門徒の基本的立場を再認識したものといえる。つまり、１朝夕の勤行をする　２聞法に勤める　３物忌みをしないことなど、日常生活における実践項目を継承していこうというものである。具体的には、「お内仏のお給仕を中心にした生活」である。今日では、家族のありようやライフスタイルの変化がこのことを難しくしているが、どんな人であっても人生に敗北感を持ったり、その意味を問うたりという宗教的関心を示さないものはない。そこで、遠く離れて暮らす大切な人に「御本尊を手渡し」、人生にとって最も大事なことは何か、御本尊とは何かを問うことを契機に、信心が相続していくことを提案する。信心は「心（こころ）」の問題ではなく、「身（み）」の問題であることを忘れてはならない。

終わりに

世界情勢が不安定になってきていると感じる人は、少なくないと思われる。宗教や民族、経済や政治が複雑に絡み合って、国家内或は国家間の争いとなっている地域が世界に沢山あり、サイバー空間という新たな形の戦いがあるからだ。

親鸞が帰依した仏教の名である「浄土真宗」を宗派名にしている私共には、「浄土」を世界に実現していく、乃至は世界を清浄にしていくという使命がある。「浄土」という国がいかなる意味を持ち、その功徳が平安をもたらすということを、課題満載の現代社会に闡明にしなければならないという義務がある。

そのような大きな視点に立って、本願に生きた先達を訪ねるという教学的営みが、私共にとっての最重要課題であると考えている。

財　政

政策調査会「財政」チームは、真宗大谷派の財政について、歳入・歳出の議論を重ねてまいりました。2012年10月に実施された第７回教勢調査の結果を踏まえて、宗門内外からの御意見を聞いていきたいと考えています。

相続講賞典内規の推移について

相続講賞典の院号法名・収骨は、1938年（昭和13年９月26日）に発足し現在に至っています。当初、院号法名は100円、収骨は500円です。院号法名が10,000円、収骨が20,000円に改正されたのが、29年後の1967年（昭和42年１月1日）です。その後、段階的に改正され、現在の院号法名80,000円以上、収骨120,000円以上に改正されたのは、1987年（昭和62年１月１日）です。それから現在（2015年）に至るまで28年間、据え置かれています。２年後には消費税３％が導入され、５％、８％と来年は10％になる予定です。御依頼が100％達成されても、消費税の上昇により目減りが懸念されます。

大谷派総予算の７割近くの収入を相続講金が占めています。コストも低くなることはありません。蓮如上人五百回御遠忌、宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌が円成し、相続講賞典内規が現在に至るまでの28年間、改正されずに来たことに頭が下がると同時に驚きであります。現代の社会状況を考えるに、改正の時期かと思料いたします。

平衡資金の積立目的を明確にする　―会計条例39条　40条　41条を踏まえて―

従来、平衡資金は御依頼金の大規模な減収が発生した時の備えとして一定額を確保すべき資金であると言われ、その資金規模の想定は、『御依頼額の１カ年分』あるいは『予算総額の１カ年分』とも言われています。

一方、平衡資金の収入と支出は、毎年度繰越金の半分を積み立てており、歳入不足の折に必要な都度に回付し費消しています。この状況は、平衡資金の減収対策積立金としての基金的な性格と、財政を調節して柔軟な運営を行う調整的な性格が、未分化のままの状況であることを表しています。

この際、平衡資金を二つの資金に整理分割して管理することを提案します。一つには、減収対策としての積立金で、これまでの平衡資金の目的と合致するものです。積み立ての目標額（例えば、御依頼金の１カ年分）を明確に定義し、その額に達するまで毎年一定額を当初予算に計上して積み立てる年次計画をたてます。そして、一定額に達すれば安全有利に保管し、一定の条件（例えば、御依頼額の三分の二以上）の減収が発生した時に取り崩すことができるように法規を整備します。取り消した場合は、また一定額まで積み立てます。

二つには、財政を調整する積立金で、毎年の繰越金の二分の一を積み立てます。予期せぬ減収や突発的な支出が発生し、通常の単年度予算では対応できない財政負担に備える資金とします。概ね、予算額の一割程度を持つことが理想的と言われます。また、容易に施設建設資金に充当して使われることがあります。しかし、施設建設資金は、計画的に別途積み立てることが正当な方法と考えます。

今後は、地方自治体に義務付けられている**財政調整基金**を設け、計画的な財政運営がなされていくことが望ましい。

別院財政について

上半期に、別院財政には補助が必要、との意見が出た旨を報告しました。その後もひき続き、別院視察と話し合いを続けてきました。

財政問題を考えるとき、教財一如の視点から課題にしなければならない。懇志教団とは、教化に対して財的に支援される教団、ということであります。

別院においては、収入の内容が教化への支援としての内容に見合っているかどうかに問題の主眼があると言えます。特に地方の中心道場としての「別院財政のあり方」を考えるとき、教化面と財政面のアンバランスが目立つことが挙げられます。

崇敬寺院・門徒がありながら、経営困難となっている別院はその典型であり、また、経営が良好でも不動産収入が多くを占める別院は、正常なあり方とは言えないと思います。収骨礼金や永代経で収入の大半を占める別院は、崇敬寺院への収骨や永代経を浸食している可能性も考えられます。そうだとすれば、崇敬寺院との関係悪化は避けられず、いずれ孤立することが想定されます。さらにこのような関係悪化が進めば、小規模であろうと大規模であろうと、別院は面倒で厄介な存在でしかなくなり、別院に対する崇敬の念は失われていくのではないか。そのことは、すなわち本山への崇敬の念を失いかねないと考えます。

以上に、財政を含む別院の在り方を述べましたが、ひとえに“宗門における別院とは何か”という問題といえます。別院問題は、その問題点をプラスに転化する抜本的改革が必要であり、財政的に手をさしのべるだけではいまや別院は蘇生できない段階にきていることを、この政調「財政」の調査研究を通してあらためて痛感させられました。教区教化と質を異にする別院教化の構築が、何よりも優先されるべきであると思料いたします。

結論として、今ある別院は教化を中心に担うシステムにし、それを教務所が補佐する関係にすれば、行き詰まり感のある教区・組の改編もスムーズに運び、別院にも活力が戻ると考えられます。

宗議会議員の宗門運営における寄附について

宗門における様々な財政収入にあたって、その財的基盤はご門徒からの懇念に依ることは論を俟たない。近頃、教育機関の建設に際し、議員に対して寄附依頼がありましたが、本来、宗議会議員の職務は、財政基盤の確立とその健全な運営を図るために宗務を執行する内局のチエック機関であるべき筈です。宗教法人の建物の建築・補修等において、役職者が寄附行為を行うことは厳密に区別されるべきであり、宗門は公性を持たなければならないと考えます。

渉成園の活用について

2013年５月、政調財政パートは、島根県の足立美術館を視察しました。この美術館は約３万坪の日本庭園を有し、アメリカの庭園専門誌で10年連続日本一に選ばれ、ミシュランガイドの星を受けたり、海外専門家の評価が高い。横山大観、橋本関雪などを主に、明治期の絵画を所蔵しています。

島根県安来市の山際という辺鄙な場所にも関わらず、また2200円という安くない入場料ですが、年間約50万人が訪れる。グッズ販売や飲食を含めると、一人当たりの支出は約5000円程度と思われ、年間約25億円の収入が想定されます。

それに対して、支出に関しては、専任の庭師が６人、給与１人500万円として年間3000万円が庭園管理の人件費になる。他に、職員10名が庭園の清掃及び接客に当たっている。更に営業職員は４名で、旅行業者などを回り集客努力をしている。給与を一人当たり500万円として、年間２億2000万円の人件費になります。

この足立美術館を見学して痛感することは、我が東本願寺は、名勝渉成園や所蔵する法宝物を大きな縁として「伝える」ということ、すなわち新たな縁づくりをしていくおおきなチャンスを持っているのではないかということです。

渉成園の日本庭園は、江戸時代1641年（寛永18年）に三代将軍・徳川家光から現在の地約１万坪を寄進され、石川丈山の趣向を入れた作庭がなされています。更にその淵源は、９世紀に嵯峨天皇の子息・源融が奥州・塩釜の風景を模して作庭した六条河原院の故地ともされます。

現在、渉成園拝観でいただくパンフレットはとても質の良いものですが、更に歴史や真宗の教えを適宜に広報すべきと思います。また、現在の庭園及び諸殿の公開に加えて、例えば園林堂の棟方志功の襖絵を特別公開する、一般の方々でも参加できる「茶会」を催すことで、より多くの方々に足を運んでいただけるのではないでしょうか。その意味では、渉成園で過日開催された囲碁・将棋の棋戦は、とても素晴らしい企画でした。

一方、東本願寺境内には、武田五一設計の貴重な日本近代建築である内事の建物があります。内事の一部や庭園を広く公開し、更に宗宝美術館や迎賓館として活かすことも大きな「伝える」縁となるのではないか。そして、拝観料やグッズ販売が新たな財源づくりになると考えます。

制度・機構

課題１　男女両性でかたちづくる教団に向けて
課題２　選挙制度改革について

両課題が抱える本質は「どのような教団を目指すのか」ということに尽きます。現実と理念の間の乖離を条文改正や解釈変更のみで収拾していくには限界があります。時間と英知を傾け検討してきたこの課題が、問題の抽出と論義の積み重ねで終わることなく、期限を決めた政治的決断を促すことも視野に入れ、結果を出していくことを前提に以下の如く提言します。

１．男女両性で形づくる教団に向けて

1999年に男女共同参画社会基本法が制定され、第十条には国民の責務として「国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。」とあります。

現代社会は価値観も多様化し、めまぐるしく変化しています。親鸞聖人の教えを広く伝えるために、教団は男女共同参画の視点を取り入れ、宗門あげてあらゆる可能性を模索し、社会の要請に応える姿勢が求められています。

〔願いと課題〕

宗門の男女共同参画の具体的な姿である「男女両性でかたちづくる教団」とは、宗門に属する男女が立教開宗の精神に則り、性別にかかわりなく平等な立場で共に宗政に参画し同朋公議を尽くしていくことと考えます。

2011年12月には「女性の宗門活動における課題抽出と具体的施策について」を諮問事項とし、女性差別の解消（性差別意識の克服）という視点を主眼においた課題抽出と、真宗同朋会運動50年以降を見据えた教化施策等との関連を視点として、宗務審議会「男女共同参画に関する委員会」が設置されました。2012年12月には答申が提出され、課題克服のための様々な具体的施策が以下のように提起されました。

〔課題克服のための具体的施策〕

（１）施策・方針決定過程への女性の参画推進
　　①教区会への女性の参画推進
　　②組会への女性の参画推進
　　③参議会、教区門徒会、組門徒会への女性の参画推進
（２）教化委員会（教区・組）への女性の参画推進
（３）寺院教会における女性の参画推進

（4）環境の整備

①教師資格が取得できる環境を整備する

②男女共同参画推進に資する対話・意見の場をひらく

③女性が会議や研修会に出席できるよう環境を整備する

この答申を受け、実動可能な施策から順次実行に移すために2014年１月６日付で宗務所内に設置された「男女共同参画推進会議」は、男女共同参画推進のための常設機関とされました。会議では、宗務を行う上で宗門活動への女性の積極的な参画は必要不可欠であると押さえ、

○男女共同参画における基本的方針やそのための施策について調査審議する。

○その上で男女共同参画推進条例制定、関係法規の整備を行う。

と回答しています。

2014年の宗会において、答申中（１）③の具体策として「男女共同参画推進に向けた組門徒会員選定に関する特別措置条例」が可決されました。この時限立法について、唐突という声もありますが、国政、地方行政等の男女共同参画への取り組みと比較するならば、むしろ大きな前進と捉えるべきと考えます。しかし、できるところからでなく、男女両性でかたちづくる教団に向けての全体像を明確にすることが重要であるという視座に立てば、男女共同参画推進会議の進捗に合わせて積極的な提言をしていくことが重要です。

Ⅰ．固定的性別役割分担意識の克服

「男は外で働き女は家庭を守る」、「リーダーは男性、女性は補助的役割」、「女性は男性を立てるべき」、また「良妻賢母」や「三歳児神話」等の考え方にとらわれた固定的性別役割分担意識を克服することによって男女共同参画が推進されます。

Ⅱ．「男女両性でかたちづくる教団」の実現に向けた女性の参画推進

私たちの教団は、同朋教団と名乗りつつも、かつての家父長制に象徴される「男性僧侶中心教団」の問題性を継承しながら同朋会運動を進めてきました。その宗門が「男女両性でかたちづくる教団」になるためには、やはり、宗門の施策・方針決定の場への女性の主体的な参画が不可欠です。

これまでの男女間格差の解消に向けた取り組みによって、内事章範等の一部の規定を除いて、宗門では現行の法規・制度上での男女共同参画の機会は均等になりました。しかし、宗派や教区・組の役職者、又は教化委員等に占める女性の割合は必ずしも十分とはいえません。

そこで、男女共同参画推進条例（仮称）を制定し、それに基づいて「男女共同参画推進のための行動計画」を策定し、宗門全体で行動計画に沿った教化施策・事業

展開をしていくという総合的な取り組みの推進が必要です。

Ⅲ．男女共同参画推進に視点を置いた法要・儀式の在り方

これまで様々な場で、法要・儀式における性差による課題が指摘されてきました。例えば声明における男女間の違い、御文や和讃の性差別と指摘される表現等の課題であります。

「時代に相応しい儀式に必要な事項の調査及び研究ならびにその普及に関する事項」がその業務の一つとして掲げられている儀式指導研究所で、性差に視点を置いた法要儀式の在り方について調査研究を行って結論を導き出していただきたいと考えます。

〔坊守問題について〕

坊守問題については、「どのような形で同朋会運動に参画できるのか」、「聞法道場としての寺において坊守の役割は何か」ということが問われてきました。坊守問題が多くの関心を集めることになった背景として、1982年中央坊守研修会の参加者が、宗祖の教えに照らして宗門内の性差別の現実に気づき、その改革を願って要望書を提出したことがあります。当時、教団内では坊守の位置づけの不透明さや、女性の扱いに男性と比べて大きな格差がありました。女性は住職になれず宗政にも参画できないことや、また、男女で得度年齢に差がありました。その他にも住職の死亡時、「真宗」誌敬弔欄への掲載、慰労金の贈与、本人の意志に関わりなく前坊守となるなどの問題がありました。

現在、その問題の多くは解消されつつありますが、坊守としての位置づけが明確ではありません。寺院における不可欠な職分（共同運営者）とすることで資格の位置づけが明確になります。

2008年の寺院教会条例の改正によって、坊守は「住職又は教会主管者と共に門徒の教化に携わるため得度式を受けるものとし、教法を聞信し、門徒との交流を緊密にして、寺院教会の興隆発展に努めなければならない」としていることから、次のような課題の検討が必要です。

Ⅰ．坊守の得度奨励について

坊守は、住職と共に仏祖に奉仕し、門徒の教化に関わる重要な役割を担うことが願われており、得度式の受式を勧められています。坊守の責務として得度受式を条例化しましたが、現況においては受式環境には困難が伴うので、強制力を持たないものになっています。近年の寺院を取り巻く環境は厳しいものがあり、ますます寺における坊守の果たす役割は重要になってきています。そのためにも、坊守が得度しやすい環境整備が必要です。上山時の託児や付添い人のことなど、困難な問題を

かかえている人もいることから、得度式と坊守就任式の日程を合わせるなどの措置が必要です。

Ⅱ．坊守籍簿登録について

近年条例改正等がなされ、坊守は宗門の正式な構成員として位置づけされたことから、籍簿登録への関心が高まってきています。籍簿登録をすることにより、職分としての存在が認められます。しかし、現在の籍簿登録は十分とは言えないので、籍簿登録の義務化等の検討が急がれます。

Ⅲ．坊守就任式について

寺院教会条例施行条規32条の２には「条例22条に定める任務を全うすることから坊守自らが宣誓するため、真宗本廟において坊守就任式を行う」とあります。坊守就任式は、坊守としての本分を尽くすことをご真影の前で誓う儀式で、施行されて７年になります。今後は、坊守就任式受式の積極的な呼びかけが必要であり、寺院活動の一翼を担う者としての自覚を促し、受式の周知徹底を図る必要があります。

坊守籍簿への登録並びに坊守就任式への参加奨励をさらに推進していくために、現在の坊守章（古代紫色地同色天人唐草文様白威儀古代萌黄平打紐付）購入制から本山から交付する方向、また、同一年度における就任式の複数回実施や、連区での就任式の実施等を検討すべきです。

以上、法規条例など男女共同参画のための法整備は引き続き推進していくことはもとより、男性僧侶中心の教団の中で男女格差について取り組むことは画期的なことですが、根強く残る男性中心という意識をどう解消していくのかが課題です。

同朋会運動50年が過ぎた今、女性、男性が共に自信教人信の誠を尽くし、教化聞法生活ができる新しい教団像を構築する必要があります。

２．選挙制度改革について

真宗興法議員団では、「現行の投票率に満足することなく、より100％に近づける努力、措置を宗門は取るべきであります。また、近年の宗議会議員選挙における無競争区の多さも課題です。原因は多々ありますが、制度の問題からも究明すべきです。宗議会議員選挙におけるこの二点は、我が宗門の基本精神の一つである『同朋公議』の根幹に関わる問題である。」という基本認識のもとに、政策調査会で継続的に「選挙制度」を研究・調査してきました。

研究・調査の内容としては、「投票時間の延長」「投票区の見直し」「郵便投票の拡大」「選挙人名簿の整理」「選挙運動」などについての検討でありましたが、「投票時間の延長」については2013年の宗議会で条例改正が行われ、一応の成果を見ることがで

きました。

引き続いて「郵便投票の拡大について」「一票の格差是正」「投票区の見直し」「選挙人の現住所の選挙人名簿への記載と、立候補予定者への名簿情報の供与」「戸別訪問による選挙運動の解禁」「教区会議員選挙における選挙権・被選挙権の拡大」などを研究・調査の課題として検討してきたところ、現在では宗議会議長のもとに「宗議会選挙制度に関する会議」が設置され同じような内容が検討されていることから、今回の政策調査会では選挙制度改正に含まれる基本的な課題を提起します。

宗議会議員の被選挙資格は2005年の改選時より、これまで住職に限定されていたものから有教師へと拡大されました。この法規改正により女性議員が誕生したことは、「男女両性でかたちづくる教団」を志向する宗門にとって大きな意味をもたらしました。

一方、この宗議会議員被選挙資格の改正にともない、教区会議員も有教師に拡大すべきではないかという意見も出ています。また同時に、組会の構成員について問う声もあげられています。

しかし、宗派と普通寺院が包括・被包括の関係にある現行の真宗大谷派規則では、あくまでも各寺院が宗派を構成する単位となっており、各寺院の代表者たる住職が多くの権利や責任を有することが必然となっています。このことは、宗議会議員の選挙において、住職以外の有教師が立候補する場合に住職の同意が必要となる根拠でもあります。

この状況からすると、もし仮に教区会議員や組会の構成員を有教師に拡げることとするならば、宗派規則の根幹も含め様々な法整備が必要となってくるのは当然です。

特に教区会議員については、組長議員と選出議員が存在し、組長が行政職に位置付けられていることから、教区会が議決機関か否かという問題も惹起させます。この課題については、そもそも教区（教区会）や組（組会）とはどういう性格のものとしてあるのか、またはあるべきなのかという議論から始めるべきともいえます。

加えていうならば、宗門の構成を意味付けている宗憲の改正を視野に入れようとするのか、あるいは教区や組を独自性を持たせた行政単位とするのかなどといった観点を含め、踏み込んだ議論が避けられない課題です。

3．その他

政策調査会「制度・機構」では、議論を深めていく中で、宗門の活動を活発化させるためには以下のような施策も必要ではないかという結論に達しました。本来の課題ではありませんが、今後の検討資料として記録に留めておくことにいたします。

①教師陞補の奨励

陞補条件の公開を進めるとともに、陞補条件の一つである教学研鑽を積極的に推進していくことにより、教師の資質向上を図ること。

②寺院に対する奨励還付金制度の創設

収骨施設の拡充を好機として全国的な本山収骨運動を展開し、その金員の一部を事務奨励費として寺院に還付する制度を創設すべきだと考えます。また、帰敬式に関しても、現行の礼金から二割ほどを奨励費として還付するか、礼金を２千円ほど上げて３千円を還付する方策を検討すべきとの意見が示されました。

このような方式は、宗派出版物、本山授与物、さらには祖廟納骨にも適用すべきであり、具体的に金員の還付が不可能ならば、毎年の宗派納金に算入できる制度を検討すべきであるという意見もありました。

③本山法要の活性化

法要参拝の奨励のために、寺院に奨励金を交付する制度の創設を図るべきです。その原資をどうするかは議論できていませんが、検討すべき課題だと考えます。また、教師の本山出仕の奨励策も検討すべきです。そのためには、普通寺院の持つ高いハードル意識をいかに取り除くかが重要です。

さらには、報恩講などの団体参拝が現在はバスでの参拝が主流となっていることから、周辺地域との協力も視野に入れ、保信会の出店ブースを山内に開設することも検討すべきであると考えます。